# 令和元年度第1回福岡県国保共同運営会議 議事要旨

日 時:令和元年11月1日(金)15:00~16:00

場 所:福岡県中小企業振興センター 2階 202会議室

出席者:出席者名簿(別添)のとおり

## 議題1 国民健康保険事業費納付金の算定方法等について

・ 県から国民健康保険事業費納付金の算定方法に係る激変緩和措置のあり方について説明し、協議を行った。

#### <説明の概要>

団塊の世代の影響等により、今後、国保における高齢化が一層進行し、1人 当たり保険給付費の大幅な増加が見込まれる。このような状況において、国保 を持続可能な制度として安定的な財政運営をしていくためには、激変緩和措置 の見直しが必要である。

現行の激変緩和措置(制度施行3年間、「一定割合=0%」とする)を見直し、令和2年度以降の納付金算定における激変緩和措置を次のとおりとする。

#### (見直し案)

- ① 激変緩和措置の実施期間は、令和5年度までとする。
- ② 納付金の算定における「一定割合」は、自然増+αとする。
- ③ 「一定割合」の自然増は、1人当たり保険給付費等の伸び率(平成28年度比)とする。αは、激変緩和措置の収束に向けた調整値とし、市町村との協議により決定する。

## <協議において出された主な意見>

- 国保を将来に渡って持続可能で安定的に運営するためには、やむを得ない措置であると思う。次に焦点となる保険料水準の均一化については、慎重に議論をしていくことが必要である。
- 国保の現状を考えると見直しが必要であり、持続可能な制度を維持していく ためには致し方ないと思う。今後については事務方でしっかりと協議をして、 良い方向へ導いていただきたい。
- 見直すことについて、原因分析を含めて、慎重な総括をして、住民等に納得が得られるような説明を県自ら行っていただきたい。
- ・ 保険料水準の均一化に向けてあるべき姿を、ロードマップを作った上で、進めていただきたい。

### <協議の結果>

- 令和2年度以降の納付金算定における激変緩和措置は、上記概要の見直し案 のとおりとすることで了承された。
- ・ 激変緩和措置のあり方について、福岡県国民健康保険運営協議会に諮ること を確認した。
- 出された意見を真摯に受けとめ、引き続き市町村と協議をしながら、国保の 共同運営を進めていくこととされた。

# 議題2 その他

- (1) 平成30年度福岡県国民健康保険特別会計の決算状況について
  - 県から平成30年度の決算状況について報告
  - <協議において出された主な意見> 意見なし
- (2) 福岡県国保運営方針の進捗状況について
  - 県から福岡県国保運営方針の進捗状況について報告
  - <協議において出された主な意見> 意見なし
- (3) 今後の国保共同運営会議の協議スケジュールについて
  - 県から今後のスケジュールについて説明
  - <協議において出された主な意見> 意見なし